

保育の必要性認定を受け、認可外保育施設等をご利用されるみなさま

幼児教育・保育の無償化にかかる施設等利用費請求

# 電子申請でも受付しています！

～スマートフォンからも申請することができます～

## 電子申請の流れ

※保育料負担軽減補助(0～2歳児クラス年齢・課税世帯向け)の対象の方には対応しておりません。

① 郵送で届いた請求書で、8桁の「お問い合わせ番号」を確認する

② 施設が発行した書類（詳細は裏面）をデータ化する

③ 東京共同電子申請・届出サービスで申請者IDの取得

④ 請求画面にログイン

⑤ 必要項目の入力、書類データをファイル添付 ⇒ 申請



※請求書紛失等で「お問い合わせ番号」がわからない場合は、認可外保育施設担当（03-5432-2313）までお電話ください。個人情報のため、郵送で請求書を再送いたします。

※お問い合わせ番号は転出等しない限り変わることがないため、メモ等していただければ申請の度にご利用いただけます。

※電子申請のIDおよびパスワードについては、申請の度に使用しますので、忘れないようにしてください。

※パソコンからの申請の場合は、IDおよびパスワード取得後、裏面の手順に沿って申請画面にログインください。

※画像不鮮明など、添付ファイルの内容によっては、別途郵送で提出をお願いさせていただく場合があります。

## 令和5年度スケジュール

※各回、受付期日後の申請は、次回でのお支払いとなります。

※第4回の締切日を過ぎた申請につきましては、令和5年度分の上乗せ補助金はお支払いできません。

申請回	申請期間
第1回	<del>令和5年4月13日(木)～令和5年7月14日(金)</del>
第2回	<del>令和5年7月15日(土)～令和5年10月13日(金)</del>
第3回	令和5年10月14日(土)～令和6年1月15日(月)
第4回	令和6年1月16日(火)～令和6年4月12日(金)

## パソコンからの申請

①検索エンジンから「東京共同電子申請・届出サービス」と検索してください。



②「 申請先の選択」から「世田谷区」を選択してください。



③「分類別検索」から「子ども・教育」を選択してください。



④「手続き一覧」から「施設等利用費の請求（幼児教育・保育の無償化、認可外保育施設のみ利用）」を選択し、申請入力してください。

[施設等利用費の請求（幼児教育・保育の無償化、認可外保育施設のみ利用）](#)

申請者IDが必要

受付中（受付期間：2021年8月25日0時0分から）

## PDF ファイル作成方法

～i phone の場合～

①iPhone の「ファイル」アプリから、「書類をスキャン」を選択します。

iPhone で「ファイル」アプリを起動します。「ブラウズ」タブから「…」アイコンをタップして、表示される「書類をスキャン」をタップします。

②「ファイル」アプリで書類をスキャンします。

ここでは、PDF のカラー・白黒や、シャッターの自動・手動を選択できます。白黒を選択すると、ファイルサイズを小さくすることができます。

③PDF ファイルを電子申請する際に添付します。

保存した PDF ファイルを開いて内容をご確認ください。電子申請の際には、添付データ「ファイルを選択」から、保存したファイルを選択してください。※電子申請中に「一時保存」した場合、添付ファイルの再添付が必要です。

## 問い合わせ先

操作に関するお問い合わせ

電子申請サービスヘルプデスク TEL：0120-03-0664

電話受付時間：8時30分～17時00分（土日祝日および年末年始除く）

申請内容に関するお問い合わせ

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課 認可外保育施設担当 TEL：03-5432-2313

電話受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日および12月29日～1月3日除く）